（帰国後の在外投票人の在外投票人証の再交付）

第十六条　［略］

［２　略］

３　第一項の規定による在外投票人証の再交付の申請書は、別記第十七号様式に準じて作成しなければならない。

（投票用紙等請求書の様式）

第五十八条　令第九十四条第一項及び第百一条第一項の規定による請求書の様式は、別記第五十九号様式に準じて作成しなければならない。

別記第十号様式（申出書の様式）（第七条関係）

年　月　日

在外投票人名簿登録申請者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

署　名　＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第15条第１項及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第７条の規定に基づき、次の同居家族等を通じて、旅券（旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあっては、当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類）を提示したく、申し出ます。

同居家族等の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

［略］

別記第十六号様式（在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十五条関係）

［様式　別紙四　挿入］

別記第五十九号様式（令第九十四条第一項及び第百一条第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第五十八条関係）

［様式　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（帰国後の在外投票人の在外投票人証の再交付）

第十六条　［同上］

［２　同上］

３　第一項に規定する在外投票人証の再交付の申請書は、別記第十七号様式に準じて作成しなければならない。

（投票用紙等請求書の様式）

第五十八条　令第九十四条第一項及び令第百一条第一項に規定する請求書の様式は、別記第五十九号様式に準じて作成しなければならない。

別記第十号様式（申出書の様式）（第七条関係）

年　月　日

在外投票人名簿登録申請者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

署　名　＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第15条第１項及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第７条の規定に基づき、次の同居家族等を通じて、旅券（旅券を返納したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあっては、当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類）を提示したく、申し出ます。

同居家族等の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

［同左］

別記第十六号様式（在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十五条関係）

［様式　別紙三　挿入］

別記第五十九号様式（令第九十四条第一項及び令第百一条第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第五十八条関係）

［様式　同上］

附　則

（施行期日）

１　この省令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年三月二十七日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際、第一条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第五号様式の二の規定により作成された申出書並びに別記第九号様式の規定により作成された在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類並びに第二条の規定による改正前の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則別記第十号様式の規定により作成された申出書並びに別記第十六号様式の規定により作成された在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類がある場合には、第一条の規定による改正後の在外選挙執行規則別記第五号様式の二及び別記第九号様式の規定並びに第二条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則別記第十号様式及び別記第十六号様式の規定にかかわらず、これらの申出書等を使用することを妨げない。